

## 国保被保険者の人は 人間ドック補助が受けられます

村国民健康保険では、被保険者の人で人間ドックを受診した人に対して補助を行っています。補助額は日帰り・宿泊などの内容に関係なく一律1万円です。



### 補助の対象となる人

- 受診日に村国民健康保険に加入している、40歳から74歳の人
- 今年度、村が実施する**特定健診(集団健診・個別健診)**を受けていない人  
※同じ年度内に人間ドック補助と特定健診の両方を受けることはできませんのでご注意ください。
- 受診結果に以下の**特定健診に必要な項目**がすべて含まれている人  
※**がんドックや脳ドックなどを受診され、必要な項目を満たしていない場合は補助金の交付ができませんのでご注意ください。**

身長、体重、腹囲、BMI、血圧、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST (GOT)、ALT (GPT)、 $\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP)、空腹時血糖、尿糖、尿蛋白、RBC (赤血球)、Hb (血色素)、Ht (ヘマトクリット)

- 受診の結果、特定保健指導などの対象者となった場合に、当該指導を受けることに同意する人
- 令和6年4月1日から3月31日(月)の期間に受診し、4月30日(水)までに補助申請をした人

### 申請に必要なもの

- 人間ドック受診結果(特定健診に必要な項目すべての結果が分かるもの)
- 医療機関の領収書 ・ 補助金の振込先が分かるもの

## マイナ保険証・資格確認書について

令和6年12月2日に国民健康保険証は新たに発行されなくなりました。現在お持ちの保険証は有効期限(7月31日(木)※)まで使用できますので、廃棄しないようお願いします。

※70歳、75歳に到達される人や、外国人で在留期限がある人の有効期限は7月31日(木)より短い場合があります。

### マイナ保険証がないとどうなるの？

マイナ保険証(マイナンバーカードを保険証として利用登録したもの)を保有していない人には、「**資格確認書**」を交付します。資格確認書を医療機関に提示することで、引き続き保険診療を受診することができますので、ご安心ください。

### 資格確認書は

#### こんなときに発行されます！

- 住所や氏名変更などで保険証の記載事項に変更があった場合
- 新規に国民健康保険に加入した場合
- マイナンバーカードが失効してしまった場合
- 保険証の有効期限が到来して失効してしまった場合 など

### 病院にかかるときは？

	7月31日まで	8月1日以降
• マイナ保険証を持っている人※1	• 発行済みの有効な健康保険証 • マイナ保険証 • マイナ保険証+資格情報のお知らせ (オンライン資格確認ができない医療機関など)	• マイナ保険証 • マイナ保険証+資格情報のお知らせ※2 (オンライン資格確認ができない医療機関など)
• マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録をしていない人 • マイナンバーカードを持っていない人	• 発行済みの有効な健康保険証 • 資格確認書	• 資格確認書※3

※1 カードの取得や保険証利用登録は任意です。※2※3 保険証の有効期限が切れる前に、ご本人の申請によらず交付します。